

●りんくう総合医療センターにおける評価の基本方針・実施要領との比較表

地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針	地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターに対する評価の基本方針（案）
<p data-bbox="226 347 969 371">地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針</p> <p data-bbox="860 395 1084 419">平成 30 年 7 月 日</p> <p data-bbox="105 539 1088 663">地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下、「法人」という。）に対する評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。</p> <p data-bbox="109 783 250 807">1 基本方針</p> <p data-bbox="132 831 1088 903">(1) 評価は、中期目標及び中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとする。</p> <p data-bbox="132 1070 1088 1142">(2) 評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。</p> <p data-bbox="132 1166 1088 1238">(3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。</p> <p data-bbox="132 1262 1088 1334">(4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。</p>	<p data-bbox="1160 347 2036 371">地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターに対する評価の基本方針（案）</p> <p data-bbox="1901 395 2096 419">令和 5 年 2 月 日</p> <p data-bbox="1113 539 2096 663">地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 87 条の 10 第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター（以下、「法人」という。）に対する評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。</p> <p data-bbox="1117 783 1258 807">1 基本方針</p> <p data-bbox="1140 831 2096 1046">(1) 評価は、年度目標及び毎年度の事業計画の達成状況等及び泉佐野市地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年泉佐野市規則第 19 号）（以下、「規則」という。）第 10 条に規定する事業期間（以下、「規則に定める期間」という。）における年度目標に定める業務に係る業務運営の改善及び効率化の実施状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとする。</p> <p data-bbox="1140 1070 2096 1142">(2) 評価を通じて、年度目標及び事業計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。</p> <p data-bbox="1140 1166 2096 1238">(3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。</p> <p data-bbox="1140 1262 2096 1334">(4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。</p>

2 評価方法

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

(1) 年度評価

- ① 中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。
- ② 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに泉佐野市において、検証、評価又は進捗状況の確認を行う。
- ③ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。

(2) 中期目標期間評価

- ① 中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。
- ② 中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。
- ③ 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。

3 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- (2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。

2 評価方法

評価は、毎事業年度終了時に実施する「年度評価」と規則に定める期間の最後の事業年度に実施する「事業期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

(1) 年度評価

- ① 事業計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。
- ② 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに泉佐野市（以下、「市」という。）において、検証、評価又は進捗状況の確認を行う。
- ③ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。

(2) 事業期間評価

- ① 規則に定める期間における各年度目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。
- ② 規則に定める期間における各年度目標に定める業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、業務実績全体について総合的に評価する。
- ③ 規則に定める事業期間の評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領において定めるものとする。

3 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- (2) 法人の業務運営改善のために必要な措置を講ずることの命令の必要性及び組織のあり方等に関する検討の際には、各年度の評価及び事業期間評価の結果を活用するものとする。

<p>(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p> <p>4 評価の進め方</p> <p>(1) 報告書の提出</p> <p>法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を泉佐野市に提出するものとする。</p> <p>(2) 評価の実施</p> <p>泉佐野市は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、評価委員会の意見等を踏まえ、総合的な評価を行う。</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与</p> <p>泉佐野市は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。</p> <p>5 目標・計画を策定する際の留意点</p> <p>法人において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。この場合において、数値目標の設定が困難なときは、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。</p>	<p>(3) 毎年度目標の策定及び事業期間評価に対して、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が意見を述べる際には、規則に定める期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p> <p>4 評価の進め方</p> <p>(1) 報告書の提出</p> <p>法人は、各事業年度及び規則に定める期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を市に提出するものとする。</p> <p>(2) 評価の実施</p> <p>市は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、評価委員会の意見等を踏まえ、総合的な評価を行う。</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与</p> <p>市は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。</p> <p>5 目標・計画を策定する際の留意点</p> <p>法人において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。この場合において、数値目標の設定が困難なときは、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。</p>
--	--

地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領	地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターの年度評価実施要領（案）
<p data-bbox="255 347 952 373">地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領</p> <p data-bbox="875 395 1077 421">平成 30 年 7 月 日</p> <p data-bbox="129 544 1070 762">地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、泉佐野市が地方独立行政法人りんくう総合医療センターの各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下、「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針」（平成 30 年 7 月 日改正）を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。</p> <p data-bbox="129 879 271 904">1 評価方針</p> <p data-bbox="152 927 1070 1000">(1) 年度評価は、中期目標及び中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。</p> <p data-bbox="152 1023 1070 1145">(2) 年度評価の評価時点における法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資するものとする。</p> <p data-bbox="129 1214 271 1240">2 評価方法</p> <p data-bbox="152 1262 808 1287">(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p data-bbox="152 1310 1070 1383">(2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。</p>	<p data-bbox="1151 347 2004 373">地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターの年度評価実施要領（案）</p> <p data-bbox="1861 395 2063 421">令和 5 年 2 月 日</p> <p data-bbox="1106 544 2047 809">地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 87 条の 10 第 1 項の規定に基づき、泉佐野市（以下、「市」という。）が地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター（以下、「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下、「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターに対する評価の基本方針」（令和 5 年 2 月 日）を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。</p> <p data-bbox="1106 879 1247 904">1 評価方針</p> <p data-bbox="1128 927 2047 1000">(1) 年度評価は、年度目標及び事業計画の達成に向けた法人の事業の実施状況を確認する観点から行う。</p> <p data-bbox="1128 1023 2047 1145">(2) 年度評価の評価時点における法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資するものとする。</p> <p data-bbox="1106 1214 1247 1240">2 評価方法</p> <p data-bbox="1128 1262 1785 1287">(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p data-bbox="1128 1310 2047 1383">(2) 「項目別評価」は、当該年度の事業計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、業務運営の改善、必要な措置を講ずる必要性について確認する。</p>

(3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえた上で、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

3 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)泉佐野市による小項目評価、(3)泉佐野市による大項目評価の手順で行う。

(1)法人による自己評価

① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

V…年度計画を大幅に上回って実施している。

IV…年度計画を上回って実施している。

III…年度計画を順調に実施している。

II…年度計画を十分に実施できていない。

I…年度計画を大幅に下回っている。

② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2)泉佐野市による小項目評価

① 泉佐野市において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にI～Vの5段階による評価を行う。

② 泉佐野市による評価と法人の自己評価が異なる場合は、泉佐野市が評価の判断理由等を示す。

(3)泉佐野市による大項目評価

(3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえた上で、事業計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

3 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)市による小項目評価、(3)市による大項目評価の手順で行う。

(1)法人による自己評価

① 法人は、事業計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

V…年度計画を大幅に上回って実施している。

IV…年度計画を上回って実施している。

III…年度計画を順調に実施している。

II…年度計画を十分に実施できていない。

I…年度計画を大幅に下回っている。

② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2)市による小項目評価

① 市において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、事業計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にI～Vの5段階による評価を行う。

② 市による評価と法人の自己評価が異なる場合は、市が評価の判断理由等を示す。

(3)市による大項目評価

① 泉佐野市において、小項目の評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

S…中期目標・年度計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。

(泉佐野市が特に認める場合)

A…中期目標・年度計画の達成に向けて計画通り進んでいる。

(全ての項目がⅢ～Ⅴ)

B…中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画通り進んでいる。

(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)

C…中期目標・年度計画の達成のためにはやや遅れている。

(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)

D…中期目標・年度計画の達成のためには重大な改善事項がある。

(泉佐野市が特に認める場合)

② その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

4 全体評価の具体的方法

(1) 泉佐野市において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

(2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価することとする。

5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

(1) 法人において、業務実績報告書を作成し、泉佐野市に提出する。【6月末まで】

(2) 泉佐野市において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析

① 市において、小項目の評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに年度目標・事業計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

S…年度目標・事業計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。

(市が特に認める場合)

A…年度目標・事業計画の達成に向けて計画通り進んでいる。

(全ての項目がⅢ～Ⅴ)

B…年度目標・事業計画の達成に向けて概ね計画通り進んでいる。

(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)

C…年度目標・事業計画の達成のためにはやや遅れている。

(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)

D…年度目標・事業計画の達成のためには重大な改善事項がある。

(市が特に認める場合)

② その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

4 全体評価の具体的方法

(1) 市において、項目別評価の結果を踏まえ、事業計画及び泉佐野市地方独立行政法人法施行細則（平成22年泉佐野市規則第19号）第10条に規定する事業期間における事業計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

(2) 全体評価においては、法人化を契機とした窓口業務改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価することとする。

5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

(1) 法人において、業務実績報告書を作成し、市に提出する。【6月末まで】

(2) 市において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行

を行い、地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会の意見等を踏まえ、評価（案）をとりまとめる。【7月～8月】

(3) 評価（案）について、法人に意見申立て機会を付与する。【8月下旬】

(4) 泉佐野市において評価を決定して、法人に通知した後、議会に報告するとともに公表する。【9月】

6 その他

(1) 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。

い、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会の意見等を踏まえ、評価（案）をとりまとめる。【7月～8月】

(3) 評価（案）について、法人に意見申立て機会を付与する。【8月下旬】

(4) 市において評価を決定して、法人に通知した後、議会に報告するとともに公表する。【9月】

6 その他

(1) 法人において作成する業務実績評価報告書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。